

議案第103号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月24日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並
区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「100分の25」を「100分の1
0」に改める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第16条第2項及び第30条第2項中「100分の10」を「100分の2
5」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の1
17.5」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1
日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の給与を改定する必要がある。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支</p>

給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略

給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略

第2条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の105</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分</u></p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分の10</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に、3月に支給する場合においては<u>100分</u></p>

の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

の10、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

項 目	改 正 内 容			
期 末 手 当	支給月数			
	区 分	現 行	第1条による改正 (令和3年度の支給月数)	第2条による改正 (令和4年度の支給月数)
	6月期	1.125	1.125	<u>1.05</u>
	12月期	1.175	1.175	<u>1.10</u>
	3月期	0.25	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>
合計	2.55	<u>2.40</u>	2.40	
施 行 期 日	公布の日。ただし、第2条による改正は、令和4年4月1日			